

議案第106号

松阪市職員の給与に関する条例の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月7日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改める。

第5条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者に適用される」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される」に、「その者の属する」を「第5条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する」に、「応じた額」を「応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改め、同条第2項を削る。

第10条第1項第1号中「道路（以下）」の次に「この項及び次項において」を、「料金（以下）」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、「直接負担する」を「負担する」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号本文中「以下」の次に「この項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「1か月」を「支給単位期間」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「前項」の次に「及び次項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

第12条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に

改め、同条第4項中「割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務」の前に「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と」を、「除く。）の時間」の次に「との合計」を加え、「第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第1項又は第2項」に改め、「給与額に」の次に「、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては」を加え、「場合は」を「場合には」に改め、「100分の175）」の次に「、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50」を加え、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の2中「第8条」の前に「第5条第3項から第8項まで、」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1アの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第1イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第2アの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第2イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

別表第2ウの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

別表第3再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。

- (2) 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

- 3 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、この条例による改正後の松阪市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級及び新条例第5条第3項から第8項までの規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

- (2) 松阪市職員の定年等に関する条例（平成17年松阪市条例第40号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

- (3) 松阪市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

- (4) 松阪市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- 5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以

下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が新条例第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第5項及び第6項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第5項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 9 附則第5項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する新条例第18条第5項(新条例第19条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 10 附則第3項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
(経過措置)
- 11 附則第3項から前項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 12 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第5条の3に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第5条の3の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 13 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、

「に、松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 45 号）第 2 条第 2 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 14 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第 3 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第 5 条の 3 の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 45 号）第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 15 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第 10 条第 2 項並びに第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。
- 16 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第 18 条第 3 項の規定を適用する。
- 17 新条例第 19 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項から第 4 項まで、附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。）」とする。
- 18 新条例第 8 条から第 9 条の 2 までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 19 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。